

令和6年度 第7回豊能町教育委員会会議（10月定例会）会議録

日 時： 令和6年10月28日（月） 午後2時00分開会

場 所： 豊能町役場 2階 大会議室

| | | |
|------|---------|-------|
| 出席者： | 教育長 | 板倉 忠 |
| | 教育委員 | 坂口 敏子 |
| | 教育委員 | 馬渡 秀徳 |
| | 教育委員 | 小松 郁夫 |
| | 教育委員 | 増田 ゆか |
| 事務局： | 教育総務課長 | 池田 拓也 |
| | 義務教育課長 | 峯 亜希子 |
| | こども育成課長 | 高田 浩史 |
| | 生涯学習課長 | 中谷 匠 |
| | 教育総務課主任 | 横山 悟士 |

傍聴者： 4名

会議次第

○審議事項

第8号議案 豊能町社会教育委員の委嘱について

○承認事項

第2号承認 動産の取得について（追認）令和6年度分

第3号承認 動産の取得について（追認）令和2年度分

第4号承認 専決処分の報告の件

第5号承認 教職員の処分について

○各課・室からの報告

【教育長】

会議を始めさせていただきます前に、1期4年お世話になりました富永委員の後任としまして、増田ゆかさんに新しく教育委員としてお願いすることとなりました。10月議会におきまして選任同意され、10月23日付で新たな教育委員としてご就任いただきました。略歴につきましては、お手元の資料をご覧ください。本町で長くお世話になっていた元校長先生でございます。まず初めに、一言ごあいさついただきたいと思います。

【委員】

皆さんこんにちは。このたび、教育委員を拝命しました増田と申します。豊能町では21年間、教育の仕事をさせていただきました。微力ですけれどもまた何らかのお力になればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【教育長】

本日、宮崎委員がご都合により欠席となっております。ただいまの出席委員は4名です。過半数に達していますのでただいまから令和6年度第7回豊能町教育委員会会議10月定例会を開会いたします。会議録署名人ですが坂口委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは議題に入ります。本日は審議事項が1件、承認事項が4件ございます。まず初めに、第8号議案「豊能町社会教育委員の委嘱について」でございます。事務局より説明をお願いします。

【生涯学習課長】

それでは第8号議案「豊能町社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。提案理由としまして、豊能町社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条第2項の規定に基づき、委員の委嘱を行いたく教育委員会会議での議決を求めるものでございます。

2枚目の委嘱予定者名簿をご覧ください。今回、委嘱を予定しております委員は8名で、すべての方が再任となっております。1番、遠藤克俊さん。2番、馬渡美保子さん。3番、上西初夫さん。4番、橋本謙司さん。5番、橋本晃一さん。6番、井畑亜紀子さん。7番、久保田慶子さん。8番、四位龍夫さんであり、選出区分及び経歴は記載の通りでございます。

現在、本町では公共施設再編に向けて、住民アンケートやワークショップなどで議論されているところではございますが、並行して社会教育委員会でも生涯学習施設のあり方等について以前から同委員に議論いただいております。今回も継続して議論いただきたいと思いますということもあり、委員としての年数が長い方もおられますが、すべての委員につきまして再任として今回上程させていただいております。

なお、委嘱期間は令和6年11月1日から令和8年10月31日までの2年間となります。また、委員報酬は月額7,000円となっております。説明は以上です。ご審議賜り、ご決定いただきますようお願いいたします。

【教育長】

ただいまの提案につきまして、質疑等ありましたらよろしく願いします。

【委員】

町の公共施設再編の方について、社会教育委員の方とお話くださっているところでしたが、社会教育委員の会議は、年間何回くらいありますでしょうか。

【生涯学習課長】

現在のところ、再編に向けた方向性がまだはっきりしておらず、今のところ年1回となっております。今後、具体的に話が進むようであれば、会議を増やしていきたいと考えております。

【委員】

ぜひ増やしていただき、専門的な意見をお聞きできたらと思います。

【教育長】

他いかがでしょうか。それでは質疑を終結いたします。採決を行わせていただきます。ただいま説明がありました第8号議案「豊能町社会教育委員の委嘱について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第8号議案は可決されました。

次に、承認事項へ移ります。第2号承認と第3号承認は「動産の取得について」でございます。内容が重なる場合がございますので、併せて採決をとらせていただきたいと思います。それでは、事務局より説明を求めます。

【教育総務課長】

第2号承認及び第3号承認につきまして、一括してご説明させていただきたいと思っております。

承認事項の説明に先立ち、今回提案するに至りました経過等につきましてご説明申し上げます。令和6年7月、一部報道により、市町村が購入している教員用の指導用教科書の購入にあたり、議会の理解を得ずに購入しているとの報道がございました。それを受け、町教育委員会にも同様の事例がないかとの指摘があり調査しましたところ、令和6年度当初に購入しました小学校教員の指導用教科書等につきまして、本来であれば町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の動産につきましては議会の議決を得て取得すべきところ、議会の議決を得ずに当該動産を取得していたということが判明いたしました。

同時に、過去におきましても同様のケースがないか調査したところ、令和2年度にも同様に、議会の議決を得ずに取得していたことが判明しました。

このような事態を招いた原因といたしましては、教科書は消耗品費で購入することから、管理職を含む職員全体に動産の取得であるとの認識がなくかつ、予定価格が700万円以上の動産の取得について、議会の議決を得なければならないということを失念していたということが最大の原因でございます。今後はこのような事態を招かないよう、法律及び条例の解釈を徹底していく所存でございます。

また、当該事案につきましては、議会の議決を得ずに取得していたことから、このことにつきまして、10月22日開催の豊能町議会10月会議におきまして、動産の取得の議案を提出し、議会で追認という形でお認めをいただいたところでございます。

それでは承認事項につきましてご説明申し上げます。第2号承認及び第3号承認の「動産の取得」をご覧ください。追認の承認を求める動産でございますが、2号承認は令和6年度の豊能町立小学校の指導用教科書等といたしまして、826万2005円でございます。

第3号承認につきましては令和2年度、同じく豊能町立小学校の指導用教科書等といたしまして、809万7334円でございます。取得の目的は、令和2年度及び6年度における豊能町立小学校の指導用教科書等を当該教師に給与するためのものでございます。

取得の方法は、大阪府では教師用教科書及び教師用指導書の供給は、教科書発行者から教科書供給事業者へ委託され、さらにその委託業者から委託を受けた教科書取り扱い書店がその書店の受け持ちの学校へ供給することとなっており、豊能町立小学校におきましては上西書店のみが取り扱い書店となっていることから、契約相手が特定されるため随意契約ということにさせていただきます。

また支払い方法につきましては納入後一括支払いということで、6年度についても既に支払い済みです。相手方、上西書店の所在、代表者名は別紙記載の通りでございます。説明は以上でございます。何卒よろしく願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。ただいまの説明に対する質疑を求めます。

【委員】

2点お伺いしたいことがあります。1点目は、令和2年度の小学校についてのことですけれども、翌年の中学校分については金額が超えないから大丈夫ということなのでしょう。

それからもう1つは、「教科書」とよく言いますが、法令用語としては「教科用図書」という言い方が正しいと思います。その辺は教科書を教科用図書という言い方でいいのかどうかその2点について説明をお願いします。

【教育総務課長】

まず1点目でございますが、令和2年度に小学校分を買い、翌年に中学校用ということでございますが、今回の議会の議決に付すべきというところで、町村については700万円以上となります。この購入する金額に対して議決を得なければならないと自治法と条例で定められています。

過去におきまして、基準となる価格を下回っている年は多々ございますので、その時は議会の議決は要せず、先ほどの取り扱い書店と契約をして購入をさせていただいているところでございます。

2点目ですが、説明で教師用教科書あるいは指導書という言い方をしておりますが、特に決まった文言があるというわけではございません。委員がおっしゃられているような表記であっても何かが変わるというものではございませんので、特にその意識はしておりません。

【義務教育課長】

日常は教科書と聞いていますが、正しくは教科用図書になるかと思えます。正式なものにつきましては教科用図書という表記にしております。

【教育長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

令和2年度から超えているということで、そこには何か違いがあったのでしょうか。

【教育総務課長】

令和2年度から700万円を超えるというところでございますが、国が進めるデジタル化によりデジタル教科書が導入をされました。それにより教師の分につきまして、すべての教科ではございませんが購入をしていくかどうか各市町村教育委員会が判断をしています。この分について、費用が若干高額となっていることが原因となり、超えてしまったというところです。

【教育長】

ありがとうございます。紙の教科書よりもデジタル教科書の方が高額ということですね。今回の件につきまして、中学校については学校が2校しかなく教員数が少ないというところで、ここまで金額が高額にならなかったということだと思います。

他、質疑等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第2号承認および第3号承認「動産の取得について」賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、第2号承認および第3号承認は可決されました。続けて、第4号承認「専決処分の報告の件」でございます。事務局より説明を求めます。

【教育総務課長】

それでは第4号承認「専決処分の報告の件」につきましてご報告いたします。和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、別記の通り専決処分し、同条第2項の規定により議会の報告をいたしましたので、承認を求めます。裏面をご覧ください。専決日は専決第3号令和6年10月3日でございます。相手方は記載の通りでござ

ざいます。

事故の概要でございますが、令和6年7月5日午後5時頃、光風台小学校グラウンドにおきまして、吉川中学校女子ソフトボール部のクラブ活動中に部員が打った打球がフェンスを飛び越えて、隣接する駐車場に駐車中の相手方が所有する自家用車の天井を直撃し損害を与えたものでございます。

和解の内容といたしましては、町の過失割合を100%とし、相手方の所有する車両の修繕料等といたしまして52万8000円を損害賠償金として相手に支払うものでございます。今後の対策でございますが、クラブ活動でバッティング練習をする場合は、駐車場から離れた場所で行うなどの対応により、事故を防止するというのを学校長に指示をしているところでございます。報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】

質疑等何かございますか。

【委員】

フェンスの高さは小学校で設置していた高さのままに変えていなかったということですか。

【教育総務課長】

光風台小学校のグラウンドのフェンスは来校者・来園者の車を停めていただくところの駐車場とグラウンドの境にございます。今回吉川中学校が4月から光風台小学校に移転したタイミングで特に高さを上げるといことはしておりません。従いまして、当然こういったことが想定されますので、離れたところで練習をしていただいていると思っていたところ、フェンスの近くで練習をしていたことにより今回このような事故が発生した次第です。

【委員】

続けて質問します。クラブについて、今は少し離れたところでしているとのことですが、あらかじめ予想ができなかったのかと思います。やはり小学校校舎のグラウンドを使って活動しているので、他にも様々な事が出てくるかもしれません。現場の先生に、ある程度予測されることは予測し対策していただくことが重要かと思います。現在、クラブ活動ができていない状態です。そうなってくるとやはり子どもたちが可哀想なので、あらかじめ対策をしていただきたいと思います。

【教育総務課長】

4月から吉川中学校が光風台小学校に行っていただいております、やはり小学校校舎のグラウンドとなりますので、かなり制限をかけた中で取り組んでいただいているところがございます。他にも色々不自由いただいているところもございますので、そのあたりは学校長と話をしながらとなります。ただ、令和8年4月には、吉川中学校の場所で義務教育学校を開校いたしますので、現行の光風台小学校の施設に莫大な費用を投じるのはどうなのかというところもございます。ただ、全く何もしないというわけではありませんので、そのあたりはしっかり学校長と協議しながらしていきたいと思っております。

【教育長】

工夫しながらでも子どもたちの活動はしっかりできるようにということですね。よろしくお願いたします。

他ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第4号承認「専決処分の報告の件」につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第4号承認は可決されました。最後に、第5号承認「教職員の処分について」でございます。これにつきまして、豊能町教育委員会会議規則第5条の規定により、秘密会として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(意思確認、全員異議なし)

はい。全員異議なしと認めますので、第5号承認は秘密会とします。傍聴者及び事務局職員の退出を求めます。

—————非公開—————

それでは続きまして、前回会議以降の各報告に移ります。順次事務局より報告を求めます。

【教育総務課長】

- ・令和7年度教職員採用試験の結果について
- ・都市計画審議会の委員の委嘱について

【義務教育課長】

- ・全国学力・学習状況調査の結果について

【こども育成課長】

- ・ふたば園、ひかり幼稚園の運動会について

【生涯学習課長】

- ・生涯学習課のイベント関係について

【教育長】

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。次に、11月の教育委員会会議の日程ですが、少し調整が必要ですのでまた後日ご連絡させていただきます。

以上をもちまして、令和6年度第7回豊能町教育委員会会議10月定例会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。

閉会 午後3時3分